

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第2回）

議事録

日 時：平成30年10月12日（金）9:40～9:55

場 所：官邸4階大会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官（議長）
山下 貴司 法務大臣（議長）
茂木 敏充 経済再生担当大臣
片山 さつき まち・ひと・しごと創生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（地方創生）
宮腰 光寛 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、少子化対策）
平井 卓也 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）
山本 順三 内閣府特命担当大臣（防災）兼国家公安委員会委員長
石田 真敏 総務大臣
柴山 昌彦 文部科学大臣
根本 匠 厚生労働大臣
吉川 貴盛 農林水産大臣
石井 啓一 国土交通大臣
原田 義昭 環境大臣
田中 良生 内閣府副大臣（代理出席）
うえの 賢一郎 財務副大臣（代理出席）
辻 清人 外務大臣政務官（代理出席）
石川 昭政 経済産業大臣政務官（代理出席）

（議事録）

○山下法務大臣 ただ今から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催します。それでは、本日の議題である、「出入国管理及び難民認定法」及び「法務省設置法」の一部を改正する法律案の骨子等について、私から説明します。

まず、出入国管理及び難民認定法の一部改正についてですが、深刻な人手不足の状況に対応する必要があることから、新たな外国人材受入れのための在留資格を創設するための、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を次期国会に提出することを目指して準備を進めています。改正法案においては、在留資格「特定技能一号及び二号」を創設し、外国人に対する支援に関する規定や受入れ機関に関する規定、外国人に対する支援を行う登録支援機関に関する規定等を整備することとしています。法案成立後速やかに、外国人材の受入れに関する分野横断的な基本方針を閣議決定するとともに、具体的な受入れ分野と分野別の運用方針を決定することとなります。受入れを検討されている分野を所管する省庁におかれましては、現在当省と具体的な協議をさせていただいているところですが、速やかな制度開始に向け、引き続き御協力をお願いします。

次に、法務省設置法の一部改正についてですが、新たな在留資格の創設に伴って、より一層外国人の在留を公正に管理することの重要性が高まることから、法務省の任務を「出入国及び在留の公正な管理」に変更するとともに、出入国管理及び在留管理を強化しつつ、新たな外国人材の受入れや外国人の受入れ環境整備といった新規業務を一体的に担う組織として、法務省の外局に「出入国在留管理庁」を新設するものです。

次に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の取りまとめに向けた検討状況につき、説明します。法務省では、外国人の受入れ環境整備に関し、司令塔的機能を果たすべく、8月31日、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会」を設置し、各界の有識者の皆様及び関係省庁の御協力を得つつ、自治体等の関係者の皆様からヒアリングを実施するなどして、検討を進めています。日本で働き、学び、生活する外国人を我が国社会の一員として受け入れ、共に生きていくため、幅広く意見を聴き、「総合的対応策」の年内の取りまとめに向け、スピード感をもって集中的に議論を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力をよろしく申し上げます。

では、関連して皆様から御発言願います。始めに、根本厚生労働大臣から御発言願います。

○根本厚生労働大臣 新たな外国人材の受入れに当たっては、世界的な人材獲得競争が進展する中で、日本で働きたいと欲しているためにも、適切な労働条件・安全衛生の確保、社会保険の確実な適用など、雇用管理の改善に取り組み、外国人材がその有する能力を有効に発揮できる環境を整備していきたいと思っております。

また、今回の受入れは、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行うこととされています。こうした方針を受け、受入れ業種については、現在、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足が深刻化している状況を踏まえ、各業種における分野の特性等も勘案しつつ、できるだけ客観的な指標等により、人手不足の状況を確認していくことが重要であると考えています。受入れを検討されている業種の所管省庁におかれては、ご協力をお願いします。

○山下法務大臣 次に、片山地方創生担当大臣から御発言願います。

○片山地方創生担当大臣 外国人材の受入れについては、国家戦略特区制度では、現在、農業支援外国人材、家事支援外国人材の2つの分野で、新制度で想定される外国人材と同様に、一定程度の技能等を有する人材に在留資格を付与する仕組みを持っています。地方創生担当大臣としては、新制度は、特区の仕組みを全国展開していただく側面もあると考えています。特区制度と新制度があいまって円滑な外国人材の受入れが行われるよう、今後、関係省庁とよく調整させていただきたいと思っております。

○山下法務大臣 次に、外務大臣政務官から御発言願います。

○辻外務大臣政務官 新たな在留資格で受け入れる外国人材が、日本社会で共生できているかは、当該国との二国間関係、さらには国際社会における日本の評価にも影響を及ぼす

ものと考えます。したがって、新制度が、外国人材の人権にも配慮したものであることを国際社会に示すことが重要です。また、新たな制度に関する対外的な正しい情報の発信や、相手国の理解・協力も重要です。我が国との政府間文書の作成を希望している国もあります。外務省としては、法務省を始めとする関係省庁と協力し、全力で取り組む所存です。

○山下法務大臣 他に御発言はよろしいでしょうか。最後に、プレスを入室させます。

(報道関係者入室)

○山下法務大臣 菅官房長官から御発言があります。

○菅官房長官 前回7月の閣僚会議で安倍総理から御指示がありましたが、全国各地の中小・小規模事業者をはじめとする現場では、人手不足が深刻化しており、生産性向上や国内人材の確保を推進するとともに、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる仕組みを作ることは急務であります。本日の会議においては、法務省から新たな在留資格の創設等に係る出入国管理及び難民認定法並びに法務省設置法の一部を改正する法律案の骨子等について報告がありましたが、引き続き、早急に法案の作業を進めていただくようお願いいたします。

このような在留資格の制度を作るのと同時に、外国人を実際に受け入れる環境整備も必要であります。外国人が「働いてみたい」「住んでみたい」と思える国を目指して、職場、自治体、教育面などにおける総合的な対応策について、法務省が司令塔となって、各省庁において検討を進めていただくようお願いいたします。

新しい外国人材の受入れについては、法務省からは、十数業種について受入れを希望する意向が示されていると伺っていますが、来年4月からの受入れを目指し、各省庁が一層緊密に連携を図り、引き続き準備を進めていただきたいと思います。

○山下法務大臣 ありがとうございます。プレスの皆様方は、ここで御退出ください。

(報道関係者退室)

○山下法務大臣 それでは、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

(以上)